

平成30年度第2回 山梨県大規模小売店舗立地審議会 会議録

1 日 時 平成30年8月9日(木) 午後2時~午後3時

2 場 所 恩賜林記念館 1階 東会議室

3 出席者

(委員) 輿水会長 北村委員 高村委員 田邊委員 萩原委員 森委員

(事務局) 商業振興金融課 課長 商業流通・サービス業担当(3人)

4 傍聴者等の数 0人

5 会議次第

(1) 開会

(2) 委嘱状交付

(3) 産業労働部長あいさつ

(4) 会長選出

(5) 会長あいさつ

(6) 審議

(7) その他

(8) 閉会

6 会議に付した事案の件名

「グリーンタウン甲府東(北エリア)」の新設について【公開】

7 議事の概要(敬称略)

(事務局) (グリーンタウン甲府東(北エリア))の届出書、意見の状況、報告書、連絡会議の説明)

(会長) 「グリーンタウン甲府東(北エリア)」の新設について事務局から説明があったので、意見や事務局への質問等があれば述べていただきたい。

(委員) 出入口A、B、Cの右折入庫を可能にするとのことであるが、これは県警察の指導と齟齬がないということによろしいか。

(事務局) そのとおり。事務局からも、県警察へ本件の対応について報告をしている。

(委員) 参考資料1の7ページの図面について、B棟店舗南側の壁から点字ブロックまでの距離が2メートル50センチとなっており、点字ブロックの大きさ(約30センチ)を差引くと約2メートル20センチになる。その間に自転車やバイクを駐輪すると寸法上余裕がなく、点字ブロック利用者の妨げになるおそれがある。点字ブロック上に自転車等が被らないよう、従業員による駐輪場の整頓、声かけ等を行っていただきたい。

(事務局) 設置者に伝える。

(委員) 参考資料1の7ページの図面を見ると、B棟店舗南側の風除室の扉が点字ブロックにかかっている。隣に自動ドアがついているため、通常はそちらを使うとは思うが、万が一、扉が開いた時に点字ブロックの利用者がいると危険なので、運用には気を付けていただきたい。

(事務局) 設置者に伝える。

(委員) 参考資料1の7ページの図面に関して、B棟南側駐輪場の所に四角で囲まれた「消」のマークが記されている。凡例を見ると「消防法における有効開口部を示す」と書かれているが、これは何か。火災の時の避難や万が一の際の突入口のように、消防法等の法令により物を設置してはいけないとされている場所ではないか。

(事務局) 設置者に確認の上、報告させていただく。

(委員) 騒音に関して、概ね問題はないが、現地調査の際にも確認したが予測地点Dのすぐ隣が民家で、基準値55dBに対して予測値53.6dBと基準値に近い値となっている。万が一、苦情等があった場合には、設置者には、誠意をもって対応していただきたい。

(事務局) 設置者に伝える。

(委員) 交通に関して、本件は交通渋滞が起りやすい場所が計画地となっている。県としても渋滞頻発箇所として認識していると思うが、届出書の計算結果では、このまま店舗が開店しても周辺交通には影響がないとされている。計算結果が実情と乖離しており、評価方法自体が適していないように思える。経済産業省の示した評価方法であることは十分理解をしているが、県民から、なぜこのような渋滞が頻発する地域に出店

を許可したのかと問われた際には、県、当審議会は説明責任を負うかと思う。その場合に計算式上では適合しているという回答では納得を得られないと思う。渋滞が起きているという実状がある場合には、適切な指導が行えるような評価方法を考えていただきたい。

(事務局) 基本的には経済産業省が示した指針に則って検証を行うが、交通の専門家である武藤委員にもご協力をいただき、検討する。

(会長) やまなし思いやりパーキング制度では、利用証の交付を受け、駐車時に車内へ掲示することで、施設の「思いやり駐車区画」を利用できるとのことだが、その利用証は、現在一般的に用いられている身体障害者標識を付けている車両も利用できるのか。

(事務局) 身体障害者標識とは異なるものであり、新たに利用者証の交付を受ける必要がある。

(委員) 本心配付資料の図面 - 1 (来店・退店経路図) について、退店車両が計画地南東の交差点を東進して和戸通りへ出ようとした場合、スターバックスコーヒー甲府和戸通り店南側の交差点には信号もなく右折ができないため、渋滞が発生するおそれはないか。

(事務局) 図面 - 1 (来店・退店経路図) のとおり、退店車両には計画地南東の交差点を東進させず、計画地北側の道路を通過して、信号のある交差点D (向町中) から和戸通りへ抜ける経路としている。

(会長) それでは審議案件については「意見なし」と答申してよろしいか。

(異議なし)

(会長) 「グリーントウン甲府東(北エリア)」について、意見を述べる必要はない旨を審議会として答申する。

(以上)